志木市地域強靱化計画

令和3年2月 志 木 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	. 1
1. 1 1. 2 1. 3	背景 位置づけ 期間	. 2
第2章	地域特性	. 3
2. 1 2. 2 2. 3 2. 4 2. 5 2. 6 2. 7 2. 8	位置 地勢 気象 人口 産業 社会資本 過去の災害 想定される災害	. 4 . 8 . 9 17 18 21
第3章	目指す将来像と目標	30
3. 1 3. 2 3. 3	将来像基本目標事前に備えるべき目標	31
第4章	脆弱性の評価	32
4. 1 4. 2	リスクシナリオと施策分野	
第5章	リスクへの対応方策	
5.1第6章	推進方針	
6. 1 6. 2	推進体制 計画の進捗管理	
資料編.		51
資料 資料 資料	リスクシナリオの関係	

第1章 計画の策定にあたって

1.1 背景

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきた。しかし、災害はそれを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を制定し、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定(平成30年12月改定)した。大規模自然災害等の発生が想定される中、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進している。

また、埼玉県では、平成29年3月に国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域 計画である「埼玉県地域強靱化計画」を策定し、県域での強靱化を推進している。

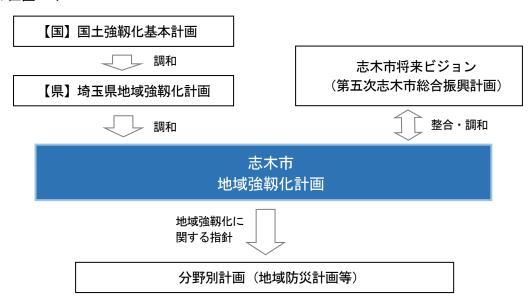
本市においては、これまで5次にわたる総合振興計画を策定し、都市基盤の整備や市民福祉の 向上に努めており、「災害に強いまちづくり」の観点から、近年の災害の教訓を踏まえた防災・減 災に向けた取組を進めてきている。

今後、いつ起こるかわからない大規模自然災害に対し、災害が起きても機能不全に陥らず、速 やかに回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域を創り上げるため、「志木市地域強靱化 計画」(以下「本計画」という。)を策定し、取組を推進するものとする。

1.2 位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図りつつ、「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための基本目標、対策方針を定めるものである。また、本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づける。

■本計画の位置づけ



1.3 期間

本計画の期間を令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)と定め、基本的には5年ごとに見直しを行う。また、状況の変化に応じ、随時見直しを行う。

第2章 地域特性

2.1 位置

本市は、面積 9.05km²を有し、埼玉県南西部に位置し、都心から 25km 圏内にある。

また、さいたま市、朝霞市、富士見市、新座市及び三芳町と接しており、都心とは東武東上線や東京メトロ有楽町線・副都心線で結ばれている。

■志木市の県内の位置



■志木市と周辺都市の状況



2.2 地勢

① 地形

本市の地形は、東北部の荒川とその支流の新河岸川とに挟まれる低地、南西部の志木駅周辺 の武蔵野台地、台地の侵食により形成された柳瀬川沿いの低地の3つに大別される。

■志木市の地勢図



資料:土地条件データ(国土地理院ウェブサイト)をもとに作成

(1) 荒川低地

荒川沿いの低地は、志木市付近では標高が5m前後であり、自然堤防、氾濫平野、盛土地等の 微地形(台地や氾濫平野、自然堤防等、主として風水害等により形成される地形)が見られる。 この荒川低地は、志木市内の微地形や最近の水害からみて、荒川堤外地、新河岸川の旧堤防 の堤外地、荒川堤防と新河岸川の旧堤防とに挟まれる堤内地の3つに細分できる。

(2) 武蔵野台地

志木市南西部には標高 10m~20mの台地がある。この台地は古多摩川の扇状地としてつくられたものであり、北側に緩く傾斜しており、武蔵野台地と呼ばれている。荒川低地及び後述の柳瀬川低地とは、崖線数メートルの崖又は斜面になっている。武蔵野台地は、水害の危険性の

小さい安全な台地で、その中にあって、台地上の表流水の集中によって谷底平野や浅い谷が部 分的に形成されている。

台地周縁部は、柳瀬川や新河岸川の侵食によって形成された崖となっており、南側ほど高低差が大きく、傾斜もやや急になっている。現在、自然の崖は少なく、人工改変により切土・盛土がなされ階段状の地形となっている。

(3) 柳瀬川低地

柳瀬川低地は、武蔵野台地が柳瀬川によって侵食されてできた氾濫平野である。現在、志木 市側の低地は、氾濫平野上に盛土して住宅団地として利用されている。富士見市との市境の一 部は、柳瀬川を横断する形で設定されているが、かつては柳瀬川の流路であった。また、現在 の川幅は30m前後あり、昭和36年頃より川幅(堤外地)が拡幅されている。

② 地質

本市の表層地質を、武蔵野台地、谷底低地、氾濫低地及び自然堤防に分けて示す。

(1) 武蔵野台地

台地面は、関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われている。関東ローム層は、上部のローム土(赤土)と下部の凝灰質粘土に大別される。台地と低地の境は、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で地盤の軟弱化や雨洗によって台地側から運ばれて再堆積した軟弱土が分布している。

(2) 谷底低地

台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布している。台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土(腐植土)などが分布しており、 非常に軟弱な地盤となっている。

(3) 氾濫低地

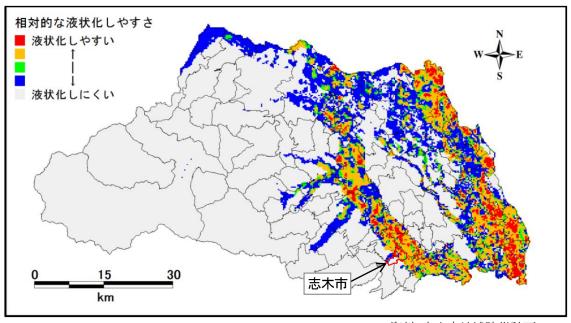
荒川、新河岸川及び柳瀬川流域に広く分布する標高の低い平坦面であり、地下水位が高く、 軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下(圧密沈下)が問題になる場所が 多く、地震により液状化しやすい場所になる。

(4) 自然堤防

周囲の氾濫低地や海岸低地と比べ海抜高度がわずかに高く、河川に沿って帯状に分布している。河川によって運搬された砂や砂礫が浅い深度から分布しているため、河川の氾濫と蛇行により自然堤防の上に新たな軟弱な粘性土や緩い砂が堆積している地域を除き、住宅地盤としては比較的良好な場所が多くなっている。

■志木市の液状化

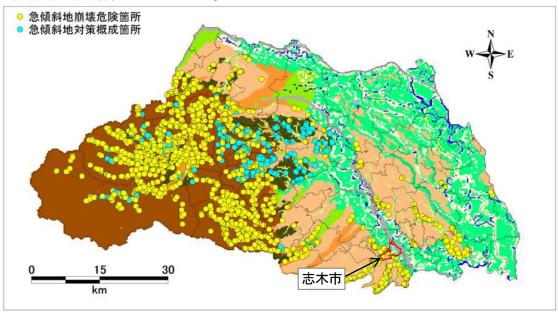
荒川と新河岸川に挟まれた荒川低地が特に液状化しやすくなっている。



資料:志木市地域防災計画

■志木市の急傾斜地崩壊危険箇所

荒川低地及び柳瀬川低地と武蔵野台地の間は、崖線数メートルの崖又は斜面になっており、 急傾斜地崩壊危険箇所にもなっている。



資料:志木市地域防災計画

③ 河川

本市を流れる河川は、本市とさいたま市との境界を流れる荒川水系の本流である一級河川の 荒川、富士見市から本市の中央を横断するように朝霞市へ流下し隅田川に合流する一級河川の 新河岸川、本市と三芳町及び富士見市との境界を流下し、本市域で新河岸川に合流する一級河 川の柳瀬川がある。

荒川は、その源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、大洞川、中津川及び赤平川等を合わせ、秩父盆地を東流し、埼玉県中央部の平野を流下し、市野川及び入間川等の支川を合わせ、本市とさいたま市の境界を流下し、その後東京都において隅田川を分派して東京湾に注いでいる。流域面積は 2,940 km²、流路延長は 173 kmで、このうち埼玉県では 2,500 km²で、埼玉県全体面積の 66%、東京都は 440 km²で、東京都全面積の 20%を占めている。

新河岸川は、川越の旧市街地を最上流にもち、川越市など埼玉県の南西部から、本市市役所 先で柳瀬川と合流し、途中黒目川や白子川等の支流を集めて東京都板橋区の荒川低地を流下し、 北区志茂で隅田川に合流する。

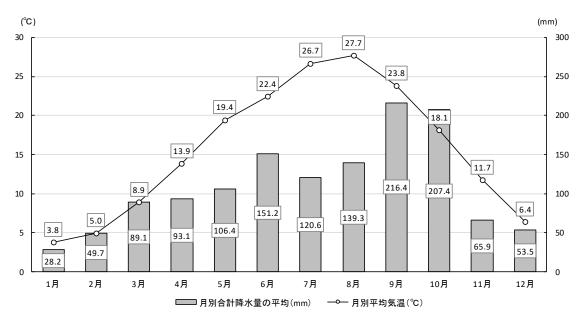
新河岸川流域は、昭和30年代より急激に都市化が進展し、それまで山林や畑地に浸透していた雨水が、地表面を流れて河川に一気に流入することによる水害が多発するようになった。近年は河川整備により、大規模な水害が発生することは少なくなったが、一部地域では浸水の可能性が残されている。

柳瀬川は、東京都瑞穂町及び埼玉県入間市に位置する狭山湖水道用地内の大沢・金堀沢に源を発し、狭山湖を経た後ほぼ都県境に沿って北東へ流れ、東京都清瀬市下宿で清瀬水再生センターの放流を受け入れ、本市域内で新河岸川に合流している。以前は、流域の生活雑排水で汚れた川であったが、下水道の普及やボランティアの清掃活動による効果により清流が戻りつつある。

2.3 気象

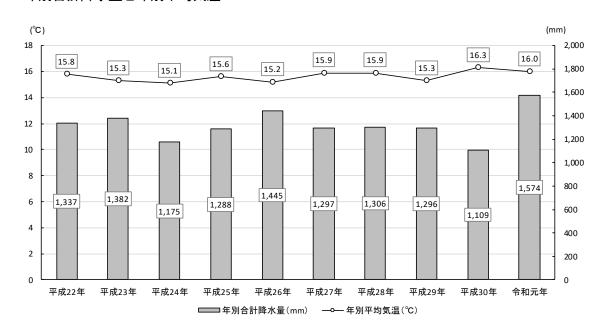
本市は、太平洋気候で内陸に位置しているため、冬季は北北西の季節風によりかなり冷え込む日がある。晴天の日が多く、空気が乾燥している。一方、夏季には南東の季節風により気温が上昇し、日中はかなり高温になる。降水量は年間約1,300mmとなっている。

■月別合計降水量の平均と月別平均気温(平成22年~令和元年)



資料:地域気象観測「さいたま」(気象庁)

■年別合計降水量と年別平均気温



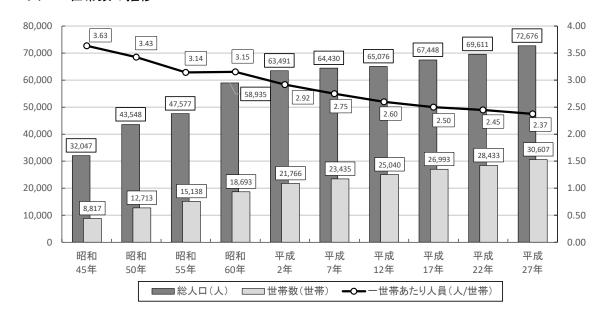
資料:地域気象観測「さいたま」(気象庁)

2.4 人口

① 総人口

平成27年10月1日時点の人口は72,676人、世帯数は30,607世帯でともに増加傾向にある。 一世帯あたり人員は2.37人で昭和60年から一貫して減少傾向が続いている。

■人口・世帯数の推移

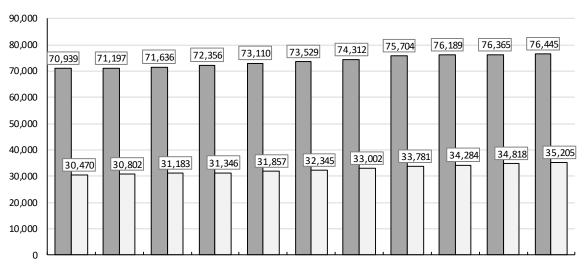


		昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
	総人口(人)	32,047	43,548	47,577	58,935	63,491	64,430	65,076	67,448	69,611	72,676
	世帯数(世帯)	8,817	12,713	15,138	18,693	21,766	23,435	25,040	26,993	28,433	30,607
一世帯	あたり人員(人/世帯)	3.63	3.43	3.14	3.15	2.92	2.75	2.60	2.50	2.45	2.37
	増加数(人)	-	11,501	4,029	11,358	4,556	939	646	2,372	2,163	3,065
人口	増加率(%)	-	35.9	9.3	23.9	7.7	1.5	1.0	3.6	3.2	4.4
世帯	増加数(世帯)	_	3,896	2,425	3,555	3,073	1,669	1,605	1,953	1,440	2,174
中市	増加率(%)	_	44.2	19.1	23.5	16.4	7.7	6.8	7.8	5.3	7.6

資料: 国勢調査 ※増加数・増加率は、対前回比

住民基本台帳(外国人含む)によると、令和2年3月31日現在の人口・世帯数は76,445人、35,205世帯であり、増加傾向にある。

■住民基本台帳における人口・世帯の推移



平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年

■人口(人) □世帯数(世帯)

	人口(人)	人口増加率(%)	世帯数(世帯)	世帯数増加率(%)
平成 22 年	70,939	1	30,470	-
平成 23 年	71,197	0.4	30,802	1.1
平成 24 年	71,636	0.6	31,183	1.2
平成 25 年	72,356	1.0	31,346	0.5
平成 26 年	73,110	1.0	31,857	1.6
平成 27 年	73,529	0.6	32,345	1.5
平成 28 年	74,312	1.1	33,002	2.0
平成 29 年	75,704	1.9	33,781	2.4
平成 30 年	76,189	0.6	34,284	1.5
平成 31 年	76,365	0.2	34,818	1.6
令和2年	76,445	0.1	35,205	1.1

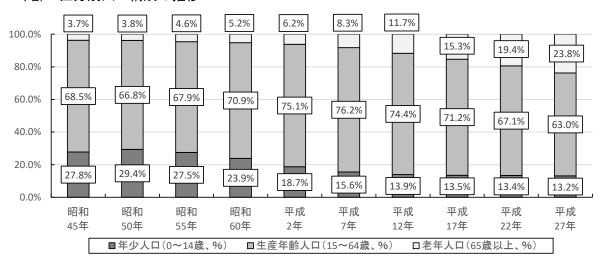
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

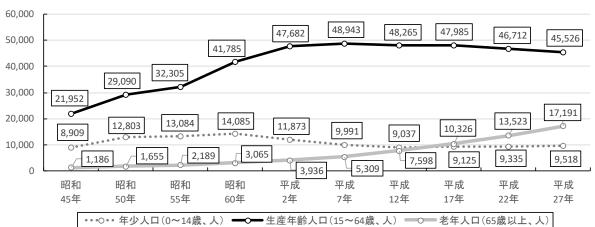
② 年齢別人口

国勢調査によると、平成 27 年 10 月 1 日時点の年少人口は 9,518 人 (13.2%)、生産年齢人口は 45,526 人 (63.0%)、老年人口は 17,191 人 (23.8%) である。

年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の著しい増加により、少子高齢化が進行している。

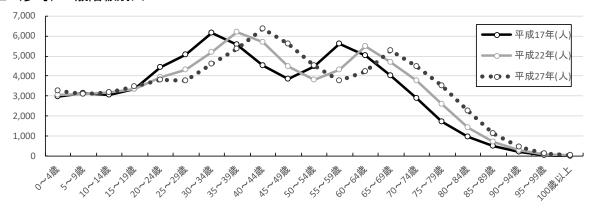
■年齢3区分別人口構成の推移





資料:国勢調査

■ (参考) 5 歳階級別人口



資料:国勢調査

③ 家族累計別の世帯数

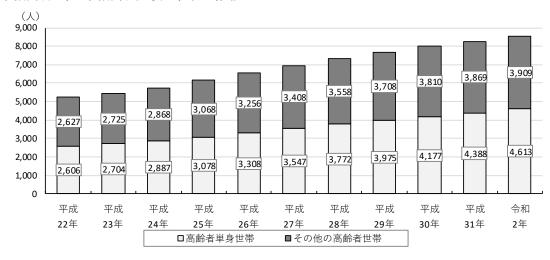
世帯の状況をみると、核家族世帯と単独世帯が増加している。特に高齢単独世帯の増加が目立っている。

■世帯の状況

	世帯数			6歳未満	親族のし	る世帯	18歳未満	場親族の(いる世帯
	H22	H27	増加率	H22	H27	増加率	H22	H27	増加率
親族のみの世帯	28,416	30,591	7.7%	2,884	3,044	5.5%	6,851	7,188	4.9%
核家族世帯	18,430	19,124	3.8%	2,664	2,829	6.2%	6,169	6,489	5.2%
夫婦のみ	6,173	6,535	5.9%	I	ı	ı	1	-	ı
夫婦と子供	9,767	9,952	1.9%	2,552	2,728	6.9%	5,547	5,884	6.1%
男親と子供	428	450	5.1%	10	4	△60.0%	82	67	△18.3%
女親と子供	2,062	2,187	6.1%	102	97	△4.9%	539	538	△0.2%
核家族以外の世帯	1,633	1,582	△3.1%	213	208	△2.3%	648	630	△2.8%
夫婦と両親	47	40	△14.9%	_	-	-	_	-	-
夫婦とひとり親	179	192	7.3%	-	-	-	-	_	-
夫婦, 子供と両親	183	169	△7.7%	60	46	△23.3%	140	123	△12.1%
夫婦、子供とひとり親	503	456	△9.3%	73	73	0.0%	253	241	△4.7%
夫婦と他の親族 (親,子供を含まない)	64	48	△25.0%	1	1	-	10	3	△70.0%
夫婦,子供と他の親族 (親を含まない)	148	175	18.2%	36	35	△2.8%	113	123	8.8%
夫婦、親と他の親族 (子供を含まない)	20	17	△15.0%	2	3	50.0%	2	5	150.0%
夫婦,子供,親と他の親族	49	48	△2.0%	20	22	10.0%	39	37	△5.1%
兄弟姉妹のみ	222	212	△4.5%	1	-	-	2	2	0.0%
その他	218	225	3.2%	21	29	38.1%	89	96	7.9%
非親族世帯	316	273	△13.6%	7	7	0.0%	21	17	△19.0%
単独世帯	8,035	9,581	19.2%	_	_	_	13	52	300.0%
65歳以上	1,962	2,742	39.8%	_	-	-	_	_	-

資料:国勢調査

■高齢者世帯・高齢者単身世帯数の推移



資料:長寿応援課(各年3月31日)

④ 通勤・通学

平成27年国勢調査によると、通勤・通学による流出人口は26,999人、流入人口は11,520人の流出過多であり、ベッドタウンの特徴を示している。

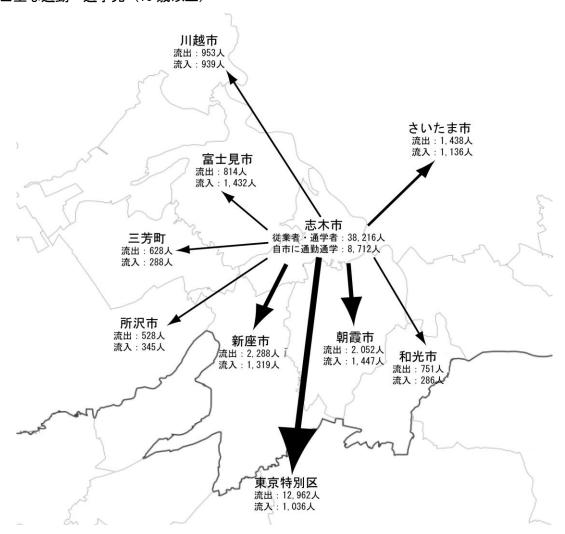
特に千代田区・豊島区・新宿区などの東京特別区へ通勤・通学者の50%弱が流出しているほか、朝霞市・新座市などの県内近隣都市や県内大都市への流出も多くみられる。

■通勤·通学状況(15 歳以上)

	流出。	人口(15歳以	以上)	流入.	人口(15歳)	以上)	夜間人口	昼間人口	昼間人口	
	総数	通勤	通学	総数	通勤	通学			指数	
平成22年	28,115	24,790	3,325	11,514	9,712	1,802	69,611	54,519	78	
平成27年	26,999	23,938	3,061	11,520	9,465	2,055	72,676	57,485	79	

資料:国勢調査

■主な通勤・通学先(15歳以上)



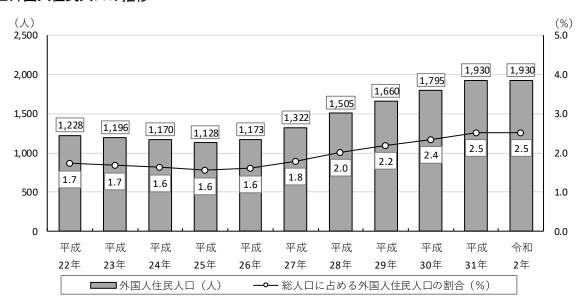
資料:国勢調査

⑤ 外国人住民人口

外国人住民人口は平成 25 年以降増加傾向にあり、令和 2 年 3 月 31 日現在では 1,930 人(総人口に占める割合は 2.5%) となっている。

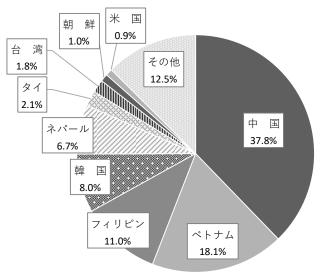
国籍別にみると、中国が37.8%と最も多くなっている。

■外国人住民人口の推移



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
外国人住民人口(人)	1,228	1,196	1,170	1,128	1,173	1,322	1,505	1,660	1,795	1,930	1,930
総人口に占める外国人 住民人口の割合(%)	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5

■国籍別外国人住民人口割合(令和2年)



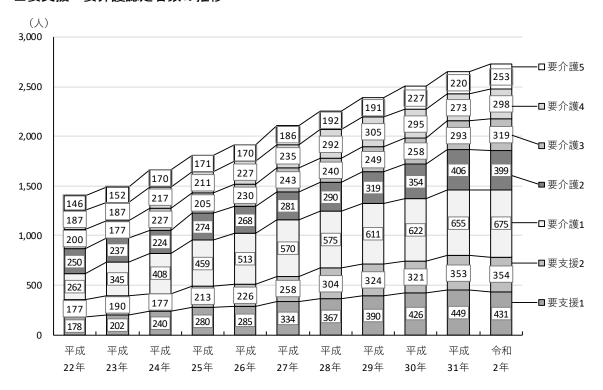
資料:総合窓口課(令和2年3月31日)

⑥ 要支援者·要介護認定者

要支援・要介護認定者数はどのレベルにおいても概ね増加傾向にあり、令和2年3月31日現在では合計2,729人となっている。

介護度別にみると、特に要介護1の認定者数の増加が目立っている。

■要支援・要介護認定者数の推移



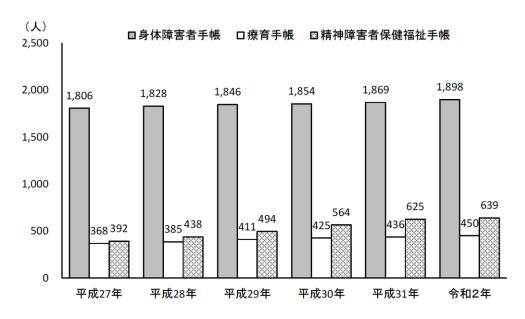
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
要支援 1(人)	178	202	240	280	285	334	367	390	426	449	431
要支援 2(人)	177	190	177	213	226	258	304	324	321	353	354
要介護 1(人)	262	345	408	459	513	570	575	611	622	655	675
要介護 2(人)	250	237	224	274	268	281	290	319	354	406	399
要介護 3(人)	200	177	227	205	230	243	240	249	258	293	319
要介護 4(人)	187	187	217	211	227	235	292	305	295	273	298
要介護 5(人)	146	152	170	171	170	186	192	191	227	220	253

資料:長寿応援課(各年3月31日)

⑦ 障がい者

令和2年3月31日現在の障がい者数(障がい者手帳所持者数)は、2,987人となっている。 そのうち、「身体障害者手帳」所持者数が1,898人、「療育手帳」所持者数が450人、「精神保健 福祉手帳」所持者数が639人であり、いずれも増加傾向にある。

■障がい者手帳所持者数の推移



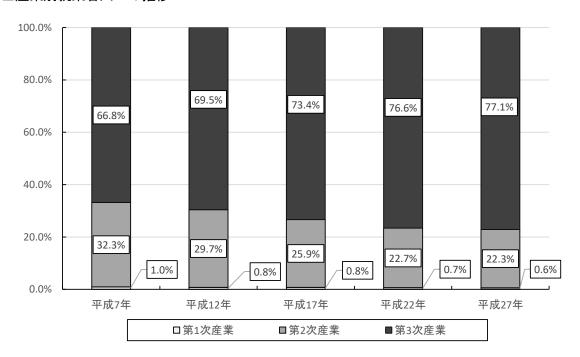
			障がい者数 (手帳所持者)							
	総人口	身体障害	者手帳	療育	手帳	精神保質	建福祉手帳	合計		
	(人)	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	総人口比	
平成 27 年	73, 529	1,806	70.4%	368	14.3%	392	15.3%	2, 566	3.5%	
平成 28 年	74, 312	1,828	69.0%	385	14.5%	438	16.5%	2, 651	3.6%	
平成 29 年	75, 704	1,846	67.1%	411	14.9%	494	18.0%	2, 751	3.6%	
平成 30 年	76, 189	1,854	65. 2%	425	14.9%	564	19.8%	2,843	3.7%	
平成 31 年	76, 365	1,869	63.8%	436	14.9%	625	21.3%	2, 930	3.8%	
令和2年	76, 445	1,898	63.5%	450	15.1%	639	21.4%	2, 987	3.9%	

資料: 共生社会推進課(各年3月31日)

2.5 産業

国勢調査によると、本市の平成27年10月1日時点の就業者人口は31,304人となっている。 産業別にみると第3次産業就業者が増加傾向にあり、平成27年10月1日時点で77.1%を占めている。

■産業別就業者人口の推移



	平成	7年	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人数(人)	割合								
総数	33,232	100.0%	32,593	100.0%	32,741	100.0%	31,515	100.0%	31,304	100.0%
第1次産業	319	1.0%	252	0.8%	259	0.8%	207	0.7%	193	0.6%
第2次産業	10,720	32.3%	9,674	29.7%	8,464	25.9%	7,161	22.7%	6,974	22.3%
第3次産業	22,193	66.8%	22,667	69.5%	24,018	73.4%	24,147	76.6%	24,137	77.1%
分類不能	607	_	768	-	853	-	2,694	-	3,022	_

※就業者人口の「総数」には「分類不能」を除外している。

資料:国勢調査

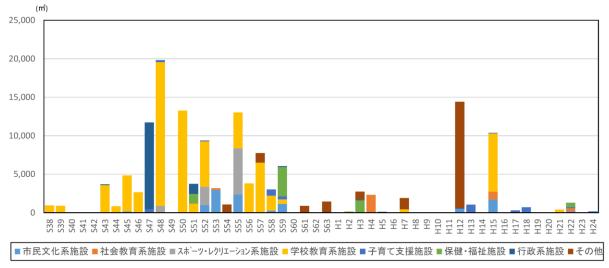
2.6 社会資本

① 建設年

本市の施設で最も建設年が古いのは昭和 38 年の志木第三小学校(南校舎)である。昭和 48 年をピークに学校教育系施設が集中して建設されている。近年では大規模な施設として、平成 12 年に志木駅前自転車駐車場・志木駅東口地下駐車場、平成 15 年に志木小学校・いろは遊学館・いろは遊学図書館が建設されている。

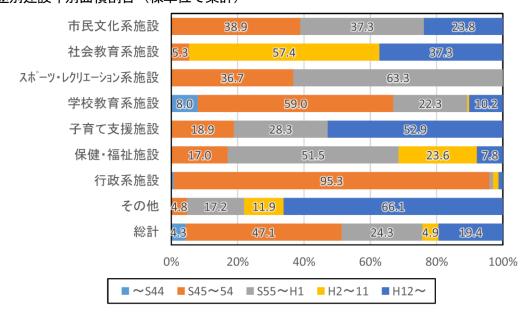
用途別に見ると、学校教育系施設、行政系施設は昭和 54 年以前に建設された施設が多くなっている。

■建設年別用途別面積(棟単位で集計)



資料: 志木市公共施設等マネジメント戦略(平成27年8月)

■用途別建設年別面積割合(棟単位で集計)

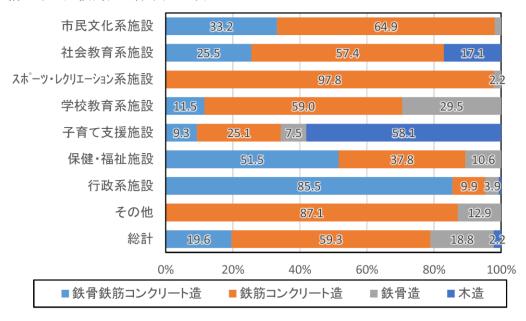


※内訳の割合2%未満は値を非表示にしている(以降、同様) 資料: 志木市公共施設等マネジメント戦略(平成27年8月)

2 構造

全体では、鉄筋コンクリート造の割合が高く、6割近くを占めており、子育て支援施設では、 木造の割合が高くなっている。

■用途別構造年別面積割合(棟単位で集計)

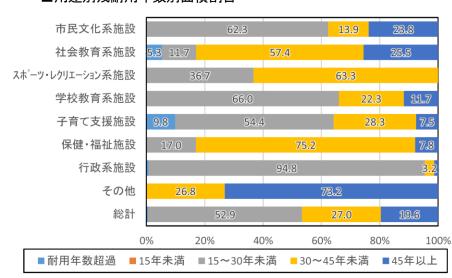


資料: 志木市公共施設等マネジメント戦略(平成27年8月)

③ 耐用年数

構造別に設定した耐用年数から経過年数を引いた残耐用年数を見ると、15~30年未満の施設が約半数を占めている。また、一部の社会教育系施設、子育て支援施設及び行政系施設に耐用年数を超過している施設があり、建設が古く耐用年数の短い木造が多いことがその要因となっている。

■用途別残耐用年数別面積割合



■構造別耐用年数

構造	耐用 年数 ^{※1}
鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC 造)	65
鉄筋コンクリー ト造(RC 造)	65
鉄骨造(S造)	65
木造(W 造)	30

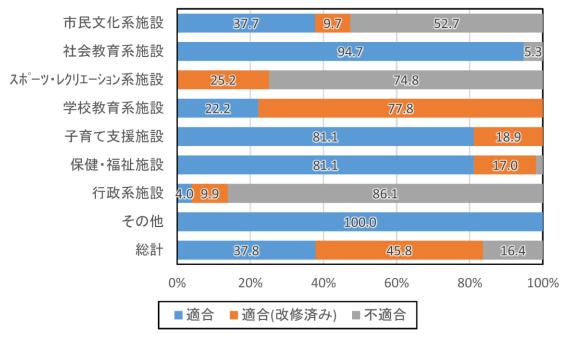
※1 安心・安全化計画による

資料: 志木市公共施設等マネジメント戦略(平成27年8月)

4 耐震性

新耐震基準における耐震性能の状況を見ると、※新耐震基準以降に建設された施設と耐震改修を実施した施設を含め、耐震性能を有する施設は8割強となっており、2割弱は耐震性能が不足している。特に、市民文化系施設の市民会館や、スポーツ・レクリエーション系施設の市民体育館、行政系施設など、耐震性能が不足している。

■用途別新耐震基準適合状況別面積割合(棟単位で集計)



※新耐震基準とは、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物の設計に適用されている基準である。 資料:志木市公共施設等マネジメント戦略(平成 27 年 8 月)

2.7 過去の災害

① 地震

過去に関東地方で発生した地震は記録が乏しく、おおむね江戸時代以降で記録が残されている。記録によれば、埼玉県内で発生した大規模な地震は少なく、県外で地震が起こったと考えられる。ここでは、本市をはじめとする埼玉県で被害が発生した大規模な地震災害について示す。

■地震年表

発生年月	地震名称	規模	震源地域	被害概要
818年	_	M7. 5	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野等、 山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧 死者多数。
1855年11月	安政江戸地震	M6. 9	江戸	県内の推定震度は、大宮5、浦和 6。荒川〜利根川間で人家等被害多 数。
1923年9月	関東大震災	M7. 9	関東南部	県内被害として、死者316名、負傷者 497名、行方不明者95名、家屋全壊 9,268棟
1931年9月	西埼玉地震	M6. 9	埼玉県北部	県内被害として、死者11人、負傷者 114人、家屋全壊172棟。
2011年3月	東日本大震災	M9. 0	三陸沖	県内の最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊199棟、一部損壊16,568棟、火災発生12件

資料:埼玉県地域強靭化計画(平成29年3月)

② 風水害

本市は、荒川、新河岸川及び柳瀬川に囲まれており、過去には洪水により甚大な被害が出ている。また、近年においては、令和元年10月の台風第19号で、床上浸水19棟、床下浸水172棟の被害があり、2,877人もの方が避難所に避難した。

■水害・土砂災害年表

発生年月日	台風名称等	被害状況
1742年(寛保2年)8月	大雨	未曾有の大洪水があり、利根川、荒川、入間川が氾濫し堤防の決壊は広く 96 箇所に及んだ。 志木市内においては、「宗岡懸樋」は全長 201 間 (約 365m)のうちこの洪水で 135 件が流失した 記録がある。
1786年(天明6年) 7月	7月の大水	荒川の大水は東大久保(富士見市内)で堤防2箇所を破壊し南畑村内を奔流し、佃堤を切り壊し宗岡村一円に浸水した。百姓の居宅等100軒あまりを押しつぶした。
1791年(寛政 3年) 9月	大雨	荒川の洪水。宗岡で死者 15 人
1846年(弘化3年) 6月	大雨	6月16日から長雨が降り続き、荒川、新河岸川、柳瀬川が満水し、29日にはさらに大雨となり、 堤は各所で決壊した。当時の宗岡村の全戸数 284 軒寺院11軒の合計295軒のうち、床上浸水 280軒、床下浸水13件などの被害が記録されて いる。
1910年(明治 43年)	大雨	明治 43 年 8 月 1 日から 16 日にかけて 2 つの 台風と低気圧の停滞による大雨は埼玉県内に 死者行方不明 324 人、流出倒壊家屋 2,227 戸、 破損家屋 15,920 戸、浸水家屋 84,538 戸という 甚大な被害もたらした。志木市においても荒川 筋上流部の破堤のため、南畑村ビン沼堤が決壊 一面の濁流が宗岡村を襲う。浸水は床上七尺以 上、天井も没する惨状となる。
1947年(昭和 22年) 9月	カスリーン 台風	荒川では久下戸、入間川の各所で堤防が決壊し、戦後最大の被害が発生した。埼玉県内では40万人が罹災、死傷者1,400人、流出家屋392戸、全壊家屋726戸、床上浸水44,610戸、床下浸水34,334戸の被害となった。
1966年(昭和 41 年) 6月	台風第4号	新河岸川、柳瀬川が氾濫、町域の低地帯一面に 大被害を受ける。(床上 972 戸、床下 533 戸、 冠水田 350 ヘクタール、畑 150 ヘクタール)

発生年月日	台風名称等	被害状況
1982年(昭和57年)9月	台風第18号	台風第 18 号の影響により平野部を中心に大雨が降り県内全域にわたって大きな被害をもたらした。特に新河岸川では富士見市、志木市、朝霞市、和光市等で多大な被害が発生した。志木市では床上床下浸水世帯 1,361 世帯、911 人が避難場所に避難した。災害救助法が適用された。新河岸川で激甚災害の指定を受けた。
1991年(平成3年)9月	台風第 18 号	台風は大型で広範囲に雨雲を伴い、また北上するに伴い南海上の前線が活発化したため、埼玉県でも所により200mmを超える大雨となった。県南部及び東部を中心に大きな被害が発生した。与野市、草加市、志木市、朝霞市及び富士見市の5市に災害救助法が適用された。 志木市の被害状況は床上浸水228戸、床下浸水603戸、田の冠水0.15~クタール、道路冠水50か所、被災世帯数832世帯、被災者数2,400人
1996年(平成8年) 9月	台風第17号	志木市の記録によると、総雨量 208mm、時間最大 25mm、床上浸水 45 棟、床下浸水 214 棟、道路冠 水は 20 箇所に及んだ。
1998年(平成 10年) 8月	大雨	局地的な豪雨により、総雨量 249mm、時間最大 28mm、床上浸水 13 棟、床下浸水 49 棟、道路冠水 は 17 箇所に及んだ。
1999年(平成 11 年) 8月	大雨	局地的な豪雨により、総雨量 172.5mm、時間最大 25.5mm、床上浸水 12 棟、床下浸水 71 棟、道路冠 水は 22 箇所に及んだ。
2000年 (平成 12年)7月	台風第3号	台風第 3 号により、総雨量 173mm、時間最大 28.5mmを記録し、床上浸水 15 棟、床下浸水 197 棟、道路冠水は 35 箇所に及んだ。
2016年(平成28年)8月	台風第9号	台風第 9 号により、総雨量 140.5mm、時間最大 59.0mm を記録し、床上浸水 17 棟、床下浸水 60 棟、 道路冠水 30 箇所に及んだ。
2019 年(令和元年) 10 月	台風第 19 号	台風第 19 号により、総雨量 244.5mm、時間最大 32.0mm を記録。床上浸水 19 棟、床下浸水 172 棟、 2,877 人が避難所に避難し、道路冠水は 40 箇所 に及んだ。

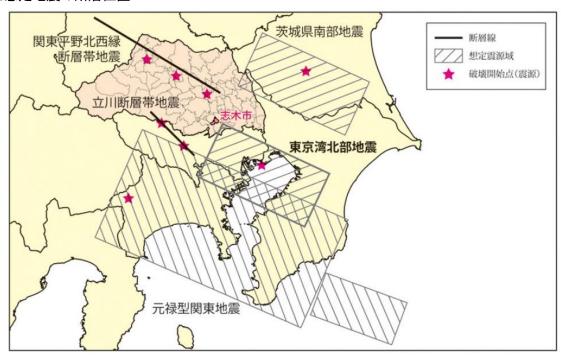
※出典:志木市史、志木市防災危機管理課資料、埼玉県南部河川改修事務所「平成3年9月 台風第18号水害調査報告書(荒川水系)(平成4年3月)」、志木市ホームページ

2.8 想定される災害

① 地震

埼玉県が行った平成 24・25 年度地震被害想定調査では、最新の知見をもとに、過去の被害地 震履歴と被害実態を踏まえ、将来発生する可能性がある地震の中で県内の想定被害が大きい地 震として 5 つの地震が想定された。その中で本市において最も被害規模が大きくかつ最も切迫 性の高い東京湾北部地震を想定する。

■想定地震の断層位置



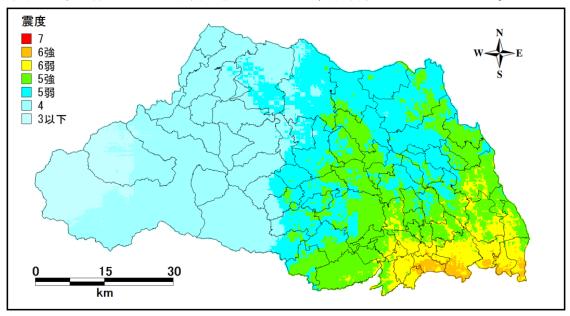
資料:志木市地震ハザードマップ

(1) 東京湾北部地震の想定の概要

東京湾北部地震は、フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震であり、マグニチュード 7.3 を想定している。

■震度分布

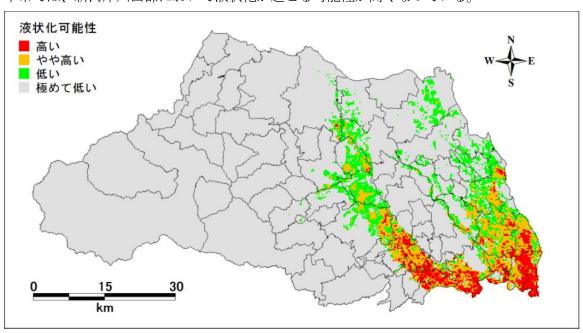
本市では、全体的に6弱の震度が想定されており、南東部で5強となっている。



資料: 平成 24·25 年度地震被害想定調查報告書

■液状化

本市では、新河岸川西部において液状化が起こる可能性が高くなっている。



資料: 平成 24 • 25 年度地震被害想定調查報告書

(2) 東京湾北部地震の被害想定

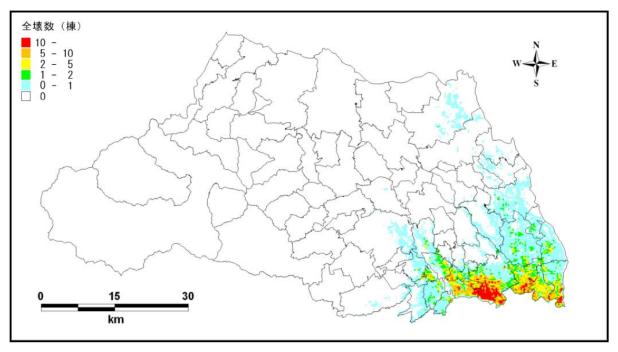
■被害想定結果

項目	予測内容			単位	東京湾北部地震	茨城県南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野 北西縁 断層帯地震	立川断層帯 地震
震度	最大震度		-	6 弱	5強	6 弱	6強	6強	
液状化	高い地域		面積	kni	2. 284	0	0.001	0.614	0
1121/16	尚い地域		面積率	%	24. 2	0.0	0.5	7.4	0.0
	全壊 (揺れ+液状化)		全壊棟数	棟	190	36	33	74	12
			全壊率	%	1. 27	0. 24	0. 22	0.50	0.08
建物	半壊		半壊棟数	棟	900	74	141	392	180
被害	(揺れ+液状化)		半壊率	%	6.06	0. 50	0. 95	2.64	1.21
	焼失		焼失棟数	棟	29	6	6	13	8
	光大		焼失率	%	0. 17	0.04	0.04	0.08	0.05
1.44	死者数		人	7	0	0	3	1	
人的 被害	負傷者数		人	115	4	13	52	27	
拟百	うち重傷者数			人	7	0	0	3	1
		停電	直後	人	11, 600	2, 199	2,032	4, 559	718
	電気	人口	1日後	人	1, 879	359	335	748	143
		停電	直後	%	16. 66	3. 16	2. 92	6. 55	1.03
		率	1日後	%	2. 70	0. 52	0.48	1. 07	0.21
- /-	電話	不通	回線数	回線	130	26	35	67	51
ライフライン		回線	不通率	%	0. 27	0.05	0. 07	0.14	0.11
被害		携帯	停電率	%	2. 7	0.5	0.5	1. 1	0.2
		電話	不通率	%	0.3	0.1	0.1	0.1	0. 1
	都市ガス		供給停止件数	件	1, 134	0	0	1, 134	1, 134
			供給停止率	%	99. 6	0.0	0.0	99. 6	99. 6
	上水道 断力		断水人口	人	12, 188	708	620	229	4, 950
	下水道 機能		機能支障人口	人	11, 303	7, 286	7, 965	9, 500	8, 789
	全避難 1週間		1日後	人	1, 569	242	270	649	203
			1 週間後	人	2, 360	289	270	666	285
生活支障			1か月後	人	1, 569	251	270	685	203
	避難所 1週		1日後	人	942	145	162	390	122
			1週間後	人	1, 180	144	135	333	142
			1か月後	人	471	75	81	205	61
	帰宅困難者数 平日 休日		平日	人	3, 746	3, 143	3,717	3, 654	3, 654
			休日	人	3, 707	3, 029	3, 678	3, 455	3, 441
	住機能支障		棟	192	30	33	80	25	
この供	廃棄物 災害		巛宝商森伽	万沙	3. 9	0.8	0.8	1.5	0.3
その他			災害廃棄物	万 m³	2. 5	0. 5	0. 5	1.0	0. 2

資料:志木市地域防災計画

■建物倒壊

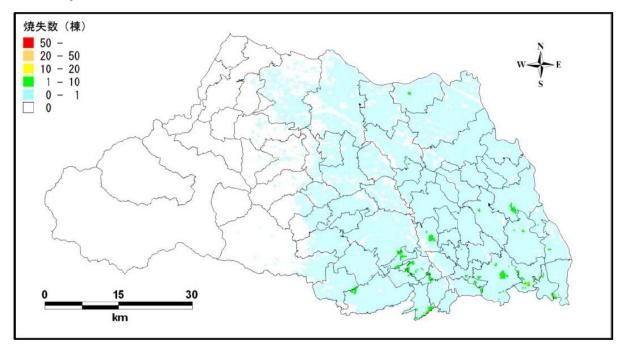
本市では、新河岸川西部において全壊数が2~10棟と多い部分がみられる。



資料: 平成 24 • 25 年度地震被害想定調查報告書

■火災被害

本市では、全体的に焼失数は $0\sim1$ 棟と少ないが、新河岸川沿いにおいて焼失数が $1\sim10$ 棟となっている。



資料:平成24・25年度地震被害想定調查報告書

② 風水害

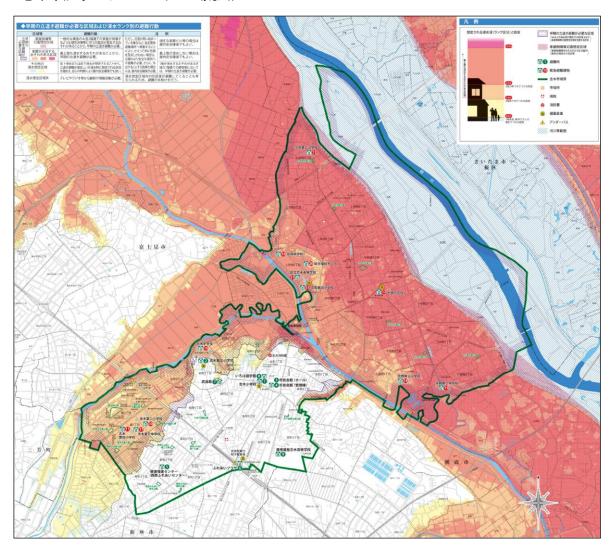
水防法により、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を浸水想定区域図として公表している。

本市に係る浸水想定河川は、洪水予報河川である荒川(国管理)、新河岸川(県管理)及び水位周知河川である柳瀬川(県管理)の3河川である。

(1) 荒川

想定降雨は、荒川流域の72時間で総雨量632mmとしている。浸水域は、志木駅周辺の高台を除くほぼ全域が浸水すると想定されている。新河岸川沿いを中心に、上・中・下宗岡地区、本町1・2・3丁目、柏町2・3・5・6丁目、館2丁目では浸水深が最大5.0m以上と2階建て家屋は水没する深さとなっている。幸町2・3・4丁目、館1丁目では3.0m~5.0m、本町4丁目では0.0m~3.0mの深さの浸水となっている。

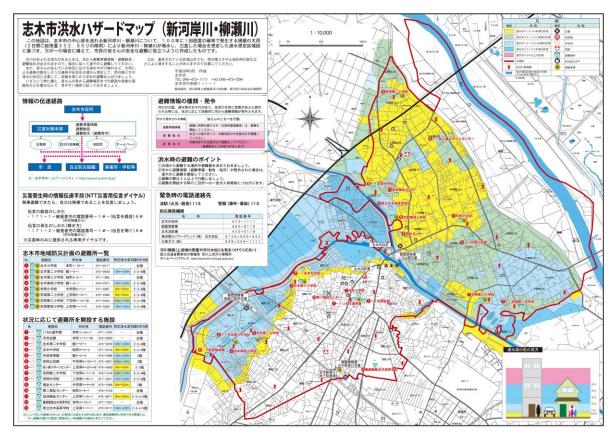
■志木市洪水ハザードマップ(荒川)



(2) 新河岸川・柳瀬川

想定降雨は、100年に1回程度の確率で発生する規模の大雨(2日間に総雨量332.6mm)により、水位が増加し、氾濫した場合を想定している。本市の新河岸川左岸の上・中・下宗岡地区全域と柳瀬川右岸の柏町2・6丁目及び館1・2丁目の広範囲への浸水が想定されている。上・中・下宗岡地区全域の浸水深は、上・中宗岡地区が0.0m~0.5m、下宗岡地区が0.5m~2.0mの深さと2階建て家屋の1階の天井までの深さとなっている。柏町2・6丁目及び館1・2丁目の浸水深は、1.0m~2.0mの深さ、一部の街区で2.0m~5.0mの深さとなっている。

■志木市洪水ハザードマップ(新河岸川、柳瀬川)



第3章 目指す将来像と目標

3.1 将来像

本市の目指すまちづくりの重要な指針である「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)」においては、まちの将来像を次のとおりとし、持続可能で未来に夢が持てるまちづくりを推進している。

「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」

~ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして~

本計画においては、地域強靱化の視点からこの将来像を目指すものとする。



3.2 基本目標

国の国土強靱化基本計画と調和を図ることとし、国土強靱化を推進する上での「基本目標」を次のとおり設定する。

- 1. 人命の保護が最大限図られること
- 2. 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4. 迅速な復興

3.3 事前に備えるべき目標(行動目標)

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、具体化した事前に備えるべき目標(行動目標)を次のとおり設定する。

- 1. 被害の発生抑制により人命を保護する
- 2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 3. 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 5.「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 6. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 7. 二次災害を発生させない
- 8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 9. 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

第4章 脆弱性の評価

4.1 リスクシナリオと施策分野

① リスクシナリオ

本市においては、国の 45 のリスクシナリオ及び県地域計画の 37 のリスクシナリオと整合性 を図りつつ、以下のとおり 36 のリスクシナリオを設定する。

■リスクシナリオ一覧

	事前に備えるべき 目標(行動目標)		起きてはならない最悪の事態				
11 1 "	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態				
		1-2 3	建築物の倒壊により、多数の死傷者等が発生する事態				
		1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死傷者が発生する事態				
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態				
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事 態				
		1-6 :	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態				
		1-7 ī	市民の災害に対する知識不足により、被害が拡大する事態				
		1-8	支援者の犠牲が多数発生する事態				
		2-1 3	汝助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態				
	救助・救急・医療活動	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態				
2	秋め・秋点・医療活動 により人命を保護す	2-3 }	疫病・感染症等が大規模発生する事態				
	る	2-4	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態				
	-	ソート:	避難行動要支援者への支援不足等により、要配慮者に多数の死傷者が 発生する事態				
3	必要不可欠な行政機 能を確保する	3-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できい事態					
		4-1 i	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態				
		4-2 1	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態				
4	交通ネットワーク、 情報通信機能を確保 する	4-3 J	旅客の輸送が長期間停止する事態				
4		4-4	物資の輸送が長期間停止する事態				
		4-5 ₁	情報通信が輻輳・途絶する事態				
		4-6 t	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態				
5	「稼ぐ力」を確保で きる経済活動の機能 を維持する	5-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態				
4 6 9	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	6-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態				
		6-2 1	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態				
		6-3 J	取水停止等により、給水停止が長期化する事態				
		6-4 i	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態				
	,	6-5 ±	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態				

	事前に備えるべき 目標(行動目標)		起きてはならない最悪の事態
	- 冷公中と交上とよ	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7	二次災害を発生させない	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
	大規模自然災害被災 後でも迅速な再建・ 回復ができるように する	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8		8-3	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
9	首都機能の維持・復	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	旧をバックアップで きるようにする	9-2	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する 事態

② 施策分野

各施策を以下の分野に分類し、脆弱性評価を行う。

分類		施策分野
	1	行政機能/消防等
	2	住宅・都市
	3	保健医療・福祉・子育て
	4	情報通信
伊田朱笠八郎	(5)	産業・金融・農業
個別施策分野	6	道路・交通・物流
	7	環境・エネルギー
	8	土地利用・国土保全
	9	ライフライン
	10	教育
https://hhttps://www.	(11)	地域づくり・リスクコミュニケーション
横断的施策分野	12	老朽化対策

4.2 脆弱性評価の結果

各リスクシナリオにおいて、分野ごとに脆弱性の評価を行った結果は以下のとおりである。

① 被害の発生抑制により人命を保護する

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果
-	火災により、多数の死 傷者が発生する事態	 ①行政機能/消防等 ・災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるため、引き続き、消防・救急・救助体制の整備が必要である。 ・被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備や消防団の強化をする必要がある。 ②住宅・都市、⑦環境・エネルギー ・市街地開発事業の活用により、道路・公園等を整備・管理し、オープンスペースを確保していくことが必要である。
		①老朽化対策・消防施設については、耐震化工事を実施した施設もあるが、旧耐震基準で建設された消防拠点が残っていることから、改築や移転建設などの対策が必要である。
		①行政機能/消防等 ・自主防災組織等による救助活動が行えるように、資機材の配備、 訓練指導を行う必要がある。
	建築物の倒壊により、 1-2 多数の死傷者等が発 生する事態	②住宅・都市 ・住宅の耐震化率の向上のため、引き続き耐震診断・耐震改修を実施していく必要がある。 ・地震発生時には、落下物やブロック塀の倒壊が、死傷、道路障害物発生の大きな要因となるため、その対策が必要である。
1–2		⑥道路・交通・物流・緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化を促進するため、働きかけが必要である。・電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を
		防ぐため、無電柱化などの対策を推進する必要がある。
		②老朽化対策・公共施設は多くの人が利用する施設であるが、老朽化が進んでいるため、耐震改修や施設更新等による早急な安全性の確保が必要である。
		・空き家は、老朽化しやすいことから、空き家等対策計画に基づき、 空き家の適正管理を促進するとともに、地域資源として有効活用 することが必要である。
	異常気象(浸水·竜巻)	①行政機能/消防等、③保健医療・福祉・子育て ・自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人 等の要配慮者への対応が必要である。
1–3	等により、多数の死傷 者が発生する事態	(5) 産業・金融・農業・農業生産の維持及び農業経営の安定を図る上では、農地及び農業用施設の災害発生を未然に防ぐ対策が必要である。
		⑥道路・交通・物流

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
		・局地的な集中豪雨や都市化に伴う雨水流出量の増加への対応として、雨水貯留・浸透機能の向上、雨水排水事業の促進に加えて、排水機場設備の改修・更新が必要である。 ⑧土地利用・国土保全 ・引き続き市内を流れる河川の堤防強化や改修が必要である。 ⑨ライフライン、⑫老朽化対策 ・管渠は、敷設後50年が経過しているものもあり、老朽化が進行していることから、老朽管渠の更新(長寿命化対策)や耐震化を図る必要がある。 ・館第一排水ポンプ場は、平成30年から5年をかけて耐震化を進めており、施設の安定的な運営のため、計画的な修繕等を進めていくことが必要である。
1-4	大規模な土砂災害等 により、多数の死傷者 が発生する事態	①行政機能/消防等 ・本市は、急傾斜地崩壊危険箇所が2箇所指定されており、危険箇所の警戒、近隣住民等への避難などが的確に行えるよう周知していく必要がある。 ⑧土地利用・国土保全 ・開発強化制度の適切かつ継続的な指導により、造成宅地の被害発生の予防を図っていく必要がある。
1–5	列車の転覆等の交通 機関の被害等により、 多数の死傷者が発生 する事態	①行政機能/消防等、⑥道路・交通・物流 ・鉄道施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速 な復旧体制の整備、耐震化については、鉄道事業者と密な連携を 図り推進する必要がある。
1–6	災害対応の遅延等に より、多数の要救助 者・行方不明者が発生 する事態	①行政機能/消防等 ・市は事業者に対し、事業継続計画の策定を促進するとともに、訓練により災害時の課題・問題点を検証し、見直していく必要がある。
1-7	市民の災害に対する 知識不足により、被害 が拡大する事態	 ①行政機能/消防等、④情報通信、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション ・市民に対して広報紙やリーフレット、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、広く防災知識の普及・啓発を図るとともに、ハザードマップの配布や使用方法の周知拡大が必要である。 ・市民総合防災訓練をはじめとした市民参加型防災訓練への参加を呼び掛けていく必要がある。 ・町内会等で組織化される自主防災組織の設置数を増加させる必要がある。また、地区防災訓練の実施率を高めるとともに、自主防災組織の育成を図っていく必要がある。 ・政組織の育成を図っていく必要がある。 ・遊難訓練や保護者と連携した引き渡し訓練等、学校行事における防災教育を継続的に行う必要がある。 ・防災教育を継続的に行う必要がある。 ・防災教育を実践し、災害時に主体的に「自助」ができる児童生徒の育成が必要である。

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
1-8	支援者の犠牲が多数 発生する事態	①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・発災後、救助・救出・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることがないように事前研修や訓練を行う必要がある。・現場で活動する防災関係者に正確な情報が伝わらず、危険にさらされる可能性があることから、防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う必要がある。

② 救助・救急・医療活動により人命を保護する

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果
2-1	救助・捜索活動が大量 に発生し、遅延する事 態	 ○リスクシナリオ 1-1、1-2 に示した対策等により、負傷者を減らすことが重要である。 ①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・大規模な災害が発生すると、本市だけでは対応が困難となり、国や他自治体からの応援が必要となる。円滑に支援を受けられるように市内の拠点を整備するとともに、受援体制を整えておくことが必要である。 ・地域で安否確認訓練等を行うことにより救助・捜索が必要な人を絞り込むことが必要である。また、災害時は消防が来られない可能性があるため、自主防災組織に救助用資機材などを備蓄し、訓練しておくことも必要である。
		③保健医療・福祉・子育て ・単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されており、介護が必要になっても地域で自立した生活ができるように関係機関の連携を図り、災害時においても救助・救出を迅速に行えるように市民や団体等の連携を強化しておく必要がある。
		 ①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション ・市民向けの応急手当に関する講習会等を通じ、応急手当の普及を行うとともに、自主防災組織による応急手当用医薬品の備蓄等を進めていくことが必要である。 ③保健医療・福祉・子育て ・災害時は多数の傷病者が発生することが予想されることから、初動医療体制だけでなく、広域的な医療応援の受入れ体制の整備も必要である。
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	・医薬品や医療資機材等の備蓄、市内の販売業者や医師会等との協力により医薬品等の確保をしている。引き続き、県や協定締結自治体との供給要請の体制整備等を進める必要がある。 ・平常時において必要な時に必要な医療が受けられるように地域医療体制の充実を図っている。災害時には医療需要が急増するため、地域医療の連携強化、救命救急医療体制の整備が必要である。 ・災害時に医療機能が麻痺しないように平常時から健康な身体づくりにより医療需要を抑えておくことが必要である。 ①老朽化対策 ・医療・社会福祉施設等の補修などの維持管理を促進する必要があ

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
		る。また、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を推進する必要 がある。
	疫病・感染症等が大規 模発生する事態	①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・市民への避難所での疫病・感染症予防の知識、避難動物の取扱い等の周知が重要である。・避難所での疫病・感染症のまん延を防ぐため、備蓄品等を整備する必要がある。
2-3		③保健医療・福祉・子育て ・疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から市民への広報 活動や予防接種の接種勧奨を継続して行う必要がある。
		・防疫資機材の備蓄及び県や自衛隊等との協力体制を整備する必要 がある。
		・平常時において乳幼児健診等で予防接種の接種勧奨を行い、抗体保 有率を上げることにより感染症がまん延しにくい環境を整備して おくことが必要である。
2-4	地域の共助体制の機 能不全により、死傷者 が増大する事態	 ①地域づくり・リスクコミュニケーション ・町内会加入率が下がっており、自主防災組織の結成も十分ではない 状況である。特に大規模マンション等で、居住者と地域との関わり が薄れてきている。そのため、地域での顔が見える関係づくりを推 進していく必要がある。 ・避難所の運営等において、よりきめ細かな対応ができるように、青
		年や女性リーダーの育成を図ることが重要である。
		①行政機能/消防等、③保健医療・福祉・子育て ・避難行動要支援者の最新の名簿を保管し、災害時には、関係者に提供・共有する体制を整備するとともに、防災訓練等で、関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援が実際に機能するか定期的に確認しておくことが必要である。 ・災害時における避難行動要支援者の救助・救出を迅速に行うため、
	避難行動要支援者へ	平常時での見守り体制の構築を促進するとともに、市民や団体等の連携を強化しておく必要がある。
2–5	の支援不足等により、 要配慮者に多数の死 傷者が発生する事態	・避難所におけるメンタルケアの実施体制を充実していく必要がある。 ・災害時に要配慮者の的確かつ迅速な救助活動が行えるよう、緊急通
		報装置の給付促進を引き続き行う必要がある。 ・災害時に避難行動要支援者へ適切に対応できるように、平常時において乳幼児健診等を通じて、発育や発達に不安がある子、障がいのある子の早期発見・支援を行うことが重要である。
		②住宅・都市、④情報通信、⑩教育 ・要配慮者に配慮した、避難所誘導標識等の設置及びバリアフリーの 整備を促進する必要がある。

③ 必要不可欠な行政機能を確保する

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
3–1	市の行政機能が低下 する中で、応急対応行 政需要に適切に対応 できない事態	 ①行政機能/消防等 ・防災関係機関、関係団体、自主防災組織及び地域住民等と連携し、実践的で具体的なプログラムを作成のうえ、4年に1回の市民総合防災訓練及びそれぞれの地域で防災訓練を実施している。今後も継続的に訓練を行い、他自治体等とも連携強化を図っていく必要がある。 ・災害時に、迅速な救援等を行うことができるように、他自治体や公共団体、民間企業等と相互協定の充実に努める必要がある。 ④情報通信、⑦環境・エネルギー
		・防災拠点となる市役所庁舎等において、大規模停電等に対応するため、十分な備蓄とともに、自家発電設備やネットワークのバックアップ機能等を備えておくことが必要である。

④ 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
4–1	沿線建築物の倒壊等 により、道路・線路が 閉塞する事態	 ○リスクシナリオ 1-2 に示した対策等により、建物の倒壊を減らすことが重要である。 ⑥道路・交通・物流・橋長 15m以上の 6 橋梁の耐震化が平成 29 年度にすべて完了している。 ・橋梁をはじめ、大型カルバート、ペデストリアンデッキ等道路附属物において、予防保全を前提としたメンテナンスサイクルを実施する必要がある。 ・生活道路整備に伴う緊急車両通行確保事業等の実施により狭隘な道路の解消を図っていくことが必要である。
4-2	信号機停止等により、 多数の道路で通行障 害が発生する事態	⑥道路・交通・物流 ・信号機の電源付加装置の整備を進める必要がある。
4-3	旅客の輸送が長期間 停止する事態	①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・旅客の輸送停止に伴い、帰宅困難者の発生が3000人以上想定されている。一時滞在施設の確保及び飲料水等の備蓄を進める必要がある。⑥道路・交通・物流・シェアサイクル等の車両以外の輸送設備を整備しておくことも重要である。
4-4	物資の輸送が長期間 停止する事態	○リスクシナリオ 4-1 に示した対策等により、道路・路線を確保する ことが重要である。4-3 に示した対策等により、民間事業者等との 連携強化により輸送手段・車両を確保することが重要である。
4-5	情報通信が輻輳・途絶 する事態	①行政機能/消防等、④情報通信 ・市民への情報提供においては、広報紙、ホームページ、メール配信、 広報車、エリアメール、ソーシャルメディア等、様々な媒体により

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
		伝達することとしている。引き続き、情報伝達手段の整備を行い、 市民へ周知していくことが必要である。 ・正確な情報を迅速に提供するため、避難所等の人が多く集まる場所 にWi-Fi環境等を整備することが重要である。 ・放送事業者、通信社、新聞社などの報道機関との連携を強化するこ
		とも重要である。
		○リスクシナリオ 4-5 に示した対策等により、情報伝達手段の整備及 び市民への周知が必要である。
4–6	情報の正確性の低下 等により、誤った情報 が拡散する事態	①行政機能/消防等、④情報通信 ・本市においても高齢化が進んでおり、高齢者世帯も増加している。 また、外国人人口も増加傾向である。要配慮者に配慮した情報提供 を行うことが必要である。
		・被害状況や復興状況に関する情報を正確かつ迅速に発信すること により、風評被害等を抑制することが必要である。

⑤ 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
5–1	リスクシナリオ 農業・産業の生産力が 大幅に低下する事態	 施弱性評価の結果 ○本市においては、第3次産業に携わっている企業が多いことから、リスクシナリオ4-3、4-4、4-5に示した対策等により、人・物・情報の流れを止めないことが必要である。 ○リスクシナリオ 4-6に示した対策等により産業復興で障害となる風評被害を抑制することが必要である。 ⑤産業・金融・農業・企業や農業施設等の耐震化や防災減災対策等を推進する必要がある。 ・災害の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、企業に事業継続計画の策定を推進することが必要である。
		・災害時に物資や機械などの提供に関して、民間団体等と防災に関する協定等を締結しネットワークを構築しておくことが重要である。
		・平常時より就労支援及び労働環境の整備を行うことが重要である。

⑥ 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
6–1	食料や日用品、燃料等 の物資が大幅に不足 する事態	○リスクシナリオ 4-4 に示した対策等により、物資の流れを停めないことが必要である。○リスクシナリオ 5-1 に示した対策等により、防災ネットワークとして物資の提供に関して関連企業と協定を締結し、体制整備をしておることが必要でする。
		くことが必要である。 ①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション ・避難所等に防災倉庫を整備し、食料や生活用品等を備蓄管理している。引き続き、備蓄を充実・管理していくことが必要である。

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
		 ・備蓄品に関しては、食物アレルギーへの対応、乳幼児用おむつや粉ミルク等、様々なニーズに対応した備蓄を行うことが必要である。また、市民へ備蓄を呼びかけていくことも必要である。 ・国や他自治体からの応援物資を受け入れ、的確に配給できるように受援体制を確立しておくことが必要である。 ・物資を受け入れるための場所を確保するため、倉庫事業者や近隣自治体と協力体制を整えておくことが必要である。
6–2	電気・ガス等のエネル ギー供給が停止する 事態	①行政機能/消防等、⑦環境・エネルギー、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・懐中電灯などの灯りや発電機などの備蓄、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器の導入を市民に呼びかけることが必要である。 ⑨ライフライン、⑫老朽化対策・避難所となる学校などには、非常用発電機の備蓄を進めることが必要である。 ・関係事業者等と連携し、ライフラインへの被害軽減等を進めることが重要である。
6–3	取水停止等により、給 水停止が長期化する 事態	 ○リスクシナリオ 6-1 に示した対策等により、飲料水においても市民や企業などへ備蓄を呼びかけることが重要である。 ①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・飲料水の備蓄・受水槽等の設備の充実し、供給体制の整備等を行っていくことが必要である。 ⑨ライフライン、⑫老朽化対策・基幹管路及び配水支管については、計画的な改修・耐震化を進めていく必要がある。 ・施設の耐震化や更新も引き続き行っていく必要がある。 ・災害時の応急給水のために、給水車を1台整備している。資機材の整備とともに、市民や関係機関と連携した訓練等を継続的に行っていくことが必要である。
6–4	汚水処理の長期間停 止等により、汚水が滞 留する事態	○リスクシナリオ 1-3 に示した下水道施設の老朽化への対応が必要である。○リスクシナリオ 6-1 に示した対策等により、簡易トイレ等も市民や企業などへ備蓄を呼びかけることが必要である。
6–5	地域活動の担い手不 足等により、避難所等 の生活環境が悪化す る事態	 ○リスクシナリオ 2-4 に示した対策等により、町内会活動や自主防災組織等のコミュニティ活動の活性化や防災訓練等の実施が必要である。 ③保健医療・福祉・子育て、⑩教育、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション・子育てや介護などが地域ぐるみで行えるよう環境整備を図るため、引き続き、関係機関と連携するとともに支援し、災害時においても救助・救出を迅速に行えるよう連携を強化しておく必要がある。

⑦ 二次災害を発生させない

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
7–1	消火力低下等により、 大規模延焼が発生す る事態	 ○リスクシナリオ 1-1 に示した消防水利の整備等により延焼火災になる前に消火することが重要である。また、家屋の倒壊などにより道路閉塞すると消火活動が迅速に行えないため、リスクシナリオ4-1 等に示した対策を進めていくことが必要である。 ②住宅・都市、⑤産業・金融・農業、⑦環境・エネルギー・農地、樹林地、河川等の自然空間や広幅員道路、公園等の都市施設は、火災時の延焼遮断帯となる。そのため、自然空間の保全・確保および道路の拡幅、公園の整備、街路樹の設置等を進める必要がある。
7–2	洪水抑制機能が大幅 に低下する事態	○リスクシナリオ 1-3、6-4 に示した対策等により、市街地の排水機能の充実などが必要である。
7–3	危険物・有害物質等が 流出する事態	 ①行政機能/消防等、⑪地域づくり・リスクコミュニケーション ・緊急事態発生時に被害が最小限となるよう、予測不能な危機の発生に対するマニュアル等の整備に努めている。引き続き、マニュアルの充実及び研修などによる危機管理意識の向上を図ることが必要である。 ・全国瞬時警報システム等の情報の発信に関しても、事前に整備、周知しておくことが重要である。
		⑦環境・エネルギー・県や近隣市を含めた自治体と連携し、適正な環境監視を行うことで、危険物・有害物の流出をいち早く感知することが重要である。

⑧ 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
8–1	大量に発生する災害 廃棄物・産業廃棄物等 の処理が停滞する事	⑦環境・エネルギー ・東京湾北部地震では、本市は災害廃棄物が3.9万トンも発生すると 想定されている。これらを適切に処理するため、事前に方針や計画 を立てておく必要がある。
	態	・志木地区衛生組合及び朝霞地区一部事務組合の施設が使用できない場合は、県や近隣市町村に協力を要請しなければならない。事前に協力体制を整備しておく必要がある。
	市内の基盤インフラ の崩壊等により、復 旧・復興が大幅に遅れ る事態	○リスクシナリオ 3-1 に示した対策等により、市の行政機能をできるだけ維持することが必要である。
8-2		○リスクシナリオ 4-1 に示した対策等により、道路や橋梁等の機能を早期回復させ、復旧・復興作業を迅速に行えるようにする必要がある。
8-3	耕作放棄地等の荒廃 地が大幅に増加する 事態	(5)産業・金融・農業・本市では、農地が減少、宅地が増加傾向にあり、災害が起きた場合、耕作放棄地等が増加する可能性がある。優良農地を確保するため、農業経営基盤の強化の促進、地産地消の促進を引き続き行っていく必要がある。

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
8-4	広域かつ長期的な浸 水被害が発生する事 態	 ○リスクシナリオ 1-3、6-4 に示した対策等により、市街地の排水機能の充実などが必要である。 ①行政機能/消防等 ・本市は、荒川に接しており長期間浸水する地域がでてくる可能性がある。近隣自治体を含め、広域的な協力体制を築いておく必要がある。
8–5	労働力の減少等によ り、復旧工事が大幅に 遅れる事態	①行政機能/消防等、③保健医療・福祉・子育て、⑤産業・金融・農業 業 ・災害が発生すると、多数の死者の発生や市外への避難者の発生により、復旧・復興に関わる人的資源が失われる可能性がある。事業継続計画の運用等により、最小限に被害を抑え、保育等の行政機能の早期回復により労働力を確保することが重要である。また、ボランティア等の応援を受け入れる体制を発災後迅速に整えることが重要である。

⑨ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

	リスクシナリオ	脆弱性評価の結果
9–1	大量の帰宅困難者が 発生し、多数の家族が 分断される事態	 ○リスクシナリオ 4-3、4-5、6-1 に示した対策等により、帰宅困難者へ的確な情報提供及び飲料水等の物資提供を行えることが必要である。 ①行政機能/消防等・東京湾北部地震では、帰宅困難者は 3000 人以上も発生すると想定されている。企業などへの帰宅抑制及び備蓄を呼び掛けることが重要である。家族との連絡の取り方も決めておく等、市民へ事前の備えの周知が必要である。 ・県と連携し、関連民間事業者との協定締結等を含め一時滞在施設の確保を進める必要がある。 ③保健医療・福祉・子育て、⑩教育・本市は、東京都及び他市へ通勤している割合も高い。また、近年共働きの家庭も多く、帰宅できない場合の保育園や学校との連携・支援体制の整備が必要となる。
9–2	東京都内の基盤イン フラの崩壊等により、 首都機能が麻痺・停止 する事態	①行政機能/消防等 ・東京湾北部地震等では、首都東京に大きな被害がでることが予想されている。本市は比較的被害が少ない想定となっているが、事前に相互応援協定の締結による広域的な避難の受け入れ体制を整備しておく必要がある。

第5章 リスクへの対応方策

5.1 推進方針

脆弱性評価に基づき、地域強靱化を推進するため、次のとおり個別施策分野・横断的施策分野 別の推進方針を示す。

<施策分野と推進方針の一覧>

	分野	で分野と推進方針の一覧 <i>></i> 推進方針
		a. 市の業務継続に必要な体制の整備
		b. 防災機能の整備
	①行政機能/消防等	c. 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化
		d. 地域防災力の向上
		e. 被災者生活再建支援制度の充実
		a. 安全・安心な市街地の形成
	 ②住宅・都市	b. 住宅・建築物の耐震対策
		c. 緑地・オープンスペースの確保
		d. 地籍整備の推進
		a. 災害医療体制の充実
	 ③保健医療・福祉・子育て	b. 福祉施設等の機能強化
	◎ 床底区源:佃佃: 」 自 C	c. 要配慮者の避難体制等の構築
/mm.m.r.l		d. 感染症の発生・まん延防止
個別 施策分野		a. 住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信
	④情報通信	b. 行政情報基盤の機能強化
		c. 多様な情報発信基盤の確保
		a. 企業の誘致・立地の推進
	⑤産業・金融・農業	b. 都市農地の適切な保全管理
		c. 建設産業等の担い手育成・確保
	⑥道路・交通・物流	a. 道路・橋梁等の整備
		a. 自立・分散型エネルギーシステムの整備促進
	⑦環境・エネルギー	b. 有害物質等対策の推進
		c. 災害廃棄物処理体制の強化
	⑧土地利用・国土保全	a. 河川等の整備
	⑨ライフライン	a. 上下水道施設の防災対策の推進
	⑩教育	a. 学校教育施設の安全・防災機能の確保
		b. 文化財の保護
横断的	⑪地域づくり・リスクコミュニケーション	a. 地域コミュニティ活動の活性化
施策分野	⑫老朽化対策	a. 公共施設等マネジメント

① 行政機能/消防等

a.市の業務継続に必要な体制の整備

災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な教育・訓練等を 行うとともに、適宜、業務継続計画 (BCP) の見直しを行う。

- ア 業務継続計画 (BCP) に対応出来る業務体制の整備
- イ 危機管理のための訓練の実施
- ウ 職場研修の実施や専門的知識習得のための研修参加
- エ 近隣自治体との連携
- オ 広域的相互協力関係の確立

b.防災機能の整備

防災機能を確保するため、防災設備の整備や防災資機材の適正な管理を行うとともに、非常 用食糧、生活必需品の備蓄量等を適宜見直し、非常用物資の備蓄を確保する。

- ア 防災設備や防災備蓄倉庫の整備
- イ 防災資機材の整備・充実
- ウ 非常用物資の備蓄の補充・更新
- エ 防災上特に重要な建築物の備蓄機能などの防災機能強化

c.災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

災害時における避難場所の確保や円滑な復旧のため、民間機関との間で災害時応援協定の締結を進める等、民間との一層の連携強化を進める。

- ア 広域にわたる自治体・民間企業・団体等との災害時応援協定の締結の推進
- イ 資材を早急に手配するための災害時応援協定の締結促進及び受援体制の整備
- ウ 災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換などの連携体制の強化
- エ 関連施設の管理業者及び建設業者との連携強化
- オ 被災建築物応急危険度判定業務体制の強化
- カ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保及び飲料水や食料品等の備蓄

d.地域防災力の向上

行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制や防災機能の強化を図るなど、市民とともに災害に強いまちづくりを進める。

- ア 市民総合防災訓練等の各種訓練の実施
- イ 自主防災組織や自警消防隊、消防団等の育成強化及び活動支援
- ウ 自主防災組織や自警消防隊、消防団等と連携した防災研修会・交流会等の実施
- エ 県と連携した出前講座の開催や研修会・交流会の実施
- オ ハザードマップや個別マニュアルによる普及啓発
- カ 住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定支援
- キ 消防施設等の整備・更新
- ク 排水機場設備の改修・更新

e.被災者の生活再建等の支援

国、県と連携し、大規模な自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を 支援する制度を充実する。

- ア 罹災者に対する市税の減免制度の周知
- イ 罹災者に対する国民健康保険一部負担金の減免制度等の周知
- ウ 住宅資金及び生活福祉資金の融資制度の周知
- エ 被災者生活再建支援制度の周知

② 住宅·都市

a.安全・安心な市街地の形成

都市計画マスタープランや立地適正化計画等に基づく秩序ある都市基盤の整備を進める。

- ア 適正な土地利用の推進
- イ 秩序ある市街地形成の推進
- ウ 民間宅地開発等に対する開発許可や屋外広告物等への指導の継続
- エ 電線類地中化の推進

b.住宅・建築物の耐震対策

住宅・建築物の倒壊瓦礫による道路閉塞や火災延焼等の防止のため、耐震改修に係る補助制度等を充実させ、戸建て住宅や特定建築物等、既存建築物の耐震化を促進する。

- ア 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震診断、耐震改修補助金等の支援の促進(住宅市 街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業)
- イ 危険ブロック塀等撤去及び改修補助金交付事業の促進
- ウ 空き家の把握・空き家対策の推進

c.緑地・オープンスペースの確保

火災延焼を防止するとともに、避難場所や避難経路の確保にもなる緑地やオープンスペース を確保する。

- ア 災害時に避難場所となる都市公園の整備と適正管理
- イ 公園の防災機能の強化
- ウ 緑地・オープンスペースの確保
- エ 公園の緑化推進
- オ 緑地の維持管理、緑地協定の推進

d.地籍整備の推進

災害復旧・復興の迅速化を図るため、各種災害想定区域を優先しながら、計画的に地籍調査 を進めるとともに、国土調査法に基づく各種施策を推進する。

ア 地籍調査の推進(道路台帳整備、官民境界査定、国土調査法事務等)

③ 保健医療・福祉・子育て

a.災害医療体制の充実

- 県・近隣自治体や医療関係団体等と連携のうえ、災害発生時の医療体制を確保する。
 - ア 災害時における医療機能及び体制の確保
 - イ 医療関係団体との情報共有・連携強化
 - ウ 病院における災害対策マニュアル及び BCP の策定促進
 - エ 医療救護チーム(DMAT)の訓練実施
 - オ 災害医療コーディネーターの受講促進
 - カ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への病院・診療所の登録促進
 - キ 協定締結などによる医療資機材や医薬品等の確保

b.福祉施設等の機能強化

要配慮者が安心して過ごせるよう、受け入れ施設・事業所等の改修・耐震化等を行い、防災対策を進める。

- ア 福祉施設等の補修等の促進
- イ 福祉施設等における避難スペースの確保の促進
- ウ 福祉施設等における非常用自家発電設備の整備及び高齢者、障がい者、女性、乳幼児に おける食物アレルギーのある方等に配慮した備蓄の促進

c.要配慮者の避難体制等の構築

災害発生時の医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、各種訓練等を通じ、迅速な緊急 時体制を構築するとともに、避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を進める。

- ア 要配慮者の把握、安否確認・避難誘導に係る体制の構築促進
- イ 福祉施設における防災教育・訓練の実施
- ウ 避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備
- エ 避難所のバリアフリー化と多機能トイレの充実等、要配慮者に配慮した対策の推進

d.感染症の発生・まん延防止

保健所等と連携のうえ、迅速な医療機関の確保、防疫活動及び保健活動を実施するとともに、 衛生環境の確保を行う。

- ア 感染症予防に係る周知の推進
- イ 予防接種の促進

4 情報诵信

a.住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信

災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・ 一元管理に資する体制を構築するとともに、正確な情報発信体制の整備を進める。

- ア 災害関連情報の収集体制の構築
- イ メール配信サービス等への登録促進

b.行政情報基盤の機能強化

通信途絶リスクを軽減するため、洪水対策・土砂災害対策をはじめ、情報通信施設の機能維持のための電源確保、遠隔地でのバックアップ及びアクセス集中時のシステムダウン対策等、行政情報基盤の防災機能を強化する。

ア 情報システム基盤の整備

c.多様な情報発信基盤の確保

地域 BWA や公衆無線 LAN 等、事業者が提供するサービス等も活用のうえ、多様な情報発信 基盤の確保に向けた取組を推進する。

- ア 市民等への情報伝達手段の多重化の推進
- イ 公共施設における公衆無線 LAN の整備

⑤ 産業・金融・農業

a.企業の誘致・立地の推進

企業のリスク分散に寄与するため、本社機能や生産拠点の市内への誘致、適正な立地への移転を促進する。

- ア 企業誘致活動の推進
- イ 空き店舗等の情報管理と活用事業
- ウ 生産緑地制度の適切な運用

b.都市農地の適切な保全管理

都市農地は、多様な機能を発揮することから、効率的かつ計画的な保全対策を推進する。

- ア 農業者団体への支援事業の推進
- イ 防災協力農地推進事業の推進

c.建設産業等の担い手育成・確保

災害発生時に復旧・復興等を担う人材の育成・確保を行う。(研修会等による技術育成や建設 産業等の魅力発信を行う。)

- ア 市職員の技術承継のための、専門職や技術者の確保
- イ 市職員の技術研修会等への積極的参加
- ウ 関連事業者に対する技術講習会の開催

⑥ 道路・交通・物流

a.道路・橋梁等の整備

広域道路網が分断されないように緊急輸送道路及び代替輸送路の確保を図るため、国や県と 連携し、主要幹線道路等の整備及び維持管理を行う。

- ア 計画的な道路の整備、改良(生活道路快適化事業、宗岡志木環状線整備事業)
- イ 道路施設の点検、修繕等維持管理、長寿命化の道路メンテナンス事業の推進

- ウ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく道路メンテナンス事業の推進
- エ 舗装長寿命化修繕計画に基づく長寿命化の推進
- オ 通学路交通安全プログラムに基づく通学路安全対策の推進
- カ 歩道や自転車道等の交通安全施設の整備(歩道快適化事業など)

⑦ 環境・エネルギー

a.自立・分散型エネルギーシステムの整備促進

避難生活及び業務継続等に必要な最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や事業所等において、太陽光発電システム等の自立・分散型エネルギーシステムの整備を進める。

ア 公共施設への太陽光発電システムの設置

b.有害物質等対策の推進

有害物質の流出・拡散を未然に防止するため、有害物質を使用する事業者に対して、水質汚 濁防止法等に基づく有害物質等の漏えい防止に係る基準の遵守等を指導する。また、被害を抑 制するためアスベスト対策を促進する。

- ア 公害防止協定の締結促進
- イ 災害時の被害拡大を防止する連携体制の構築
- ウ アスベスト対策の促進

c.災害廃棄物処理体制の強化

廃棄物の収集・処分を迅速かつ円滑に行うため、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物処理施設の保全・長寿命化を行い、処理体制を強化する。

ア 災害廃棄物の処理体制の充実・強化

8 土地利用·国土保全

a.河川等の整備

集中豪雨などによる浸水被害を軽減させるため、国・県と連携して、河川の改修や護岸整備等を推進するとともに雨水幹線の整備を進める。

- ア 国・県と連携した河川整備の促進
- イ 雨水幹線の整備
- ウ 雨水幹線施設の維持管理
- エ 排水機場設備の改修・更新・維持管理

9 ライフライン

a.上下水道施設の防災対策の推進

災害発生時にも安定した給水・汚水処理が機能するよう、施設等の耐震化を進めるとともに、 浸水対策や停電対策を強化する。

ア 「志木市水道ビジョン」に基づく水道施設・管路の耐震化の促進

- イ 「志木公共下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の長寿命化対策を 含めた計画的な改築・更新の実施
- ウ 上下水道業務継続計画 (BCP) の整備及び訓練の実施
- エ 「志木市下水道総合地震対策計画」に基づく下水道施設・管路の耐震化の促進
- オ 「基幹管路耐震化計画」及び「配水支管耐震化計画」に基づく管路の耐震化の促進
- カ 浄水場の自家用発雷機の更新
- キ 雨水幹線の整備
- ク 雨水幹線施設の維持管理

① 教育

a.学校教育施設の安全・防災機能の確保

学校教育施設・幼稚園の安全確保のため改修・耐震化等を行うとともに、防災機能の確保に 必要な対策を進める。

- ア 学校教育施設の長寿命化改修等の推進
- イ 幼稚園の長寿命化改修等の推進
- ウ 避難者の飲料水を確保するための給水栓等の設置

b.文化財の保護

文化財の日常的な維持管理と計画的な保全修理及び耐震化・防災設備の整備等を進めるとと もに耐震・防災機能を備えた文化財保管施設の整備を進める。

- ア 文化財の維持管理と保存
- イ 文化財の調査
- ウ 収集資料および出土資料の適正な収蔵管理
- エ 文化財保管施設の整備

⑪ 地域づくり・リスクコミュニケーション

a.地域コミュニティ活動の活性化

町内会組織を中心としたコミュニティ活動を継続させるため、補助金の交付や協働の仕組みづくり、地域の絆を大切にする自発的で自主的なまちづくり活動に対する支援を行う。

- ア 町内会および学区運営に係る活動支援
- イ 地域の課題解決や特色を生かしたまちづくり活動への支援
- ウ コミュニティ活動拠点の充実

12) 老朽化対策

a.公共施設等マネジメント

「志木市公共施設等マネジメント戦略」及び「志木市公共施設適正配置計画」に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、最適な配置を進める。

ア 「志木市公共施設適正配置計画」に基づき、耐震性能が不足する公共施設の更新等を計 画的に推進

第6章 計画の推進と進捗管理

6.1 推進体制

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、公益活動団体及び民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものである。

6.2 計画の進捗管理

本計画に基づく事業や施策は、進捗状況を把握しながら、PDCA サイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図る。

また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討する。

資料編

資料編1 「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)後期実現計画」の施策とリスクシナリオの関係

			1				1			ı			2		I	3	I		4	+			5	I		6			l	7	I			8		1	(, ,
						の発生抑制に							活動によりノ		する fi	・ 必要不可欠な 行政機能を確 保する	3		フーク、情報	强通信機能	能を確保する		「稼ぐ力」を確 保できる経済活 動の機能を維持 する			必要なライフ に復旧する	5		一次火1	書を発生さ				うにする		n ceo	首都機能の日をバックスように	Pップできる する
			1-1火災により、多数の死傷者が発生す	1-2 建築物の倒壊により、多数の死傷者	多里	1 死傷者が発生する事態4 大規模な土砂災害等により、多数の	1より、多数の死傷者が発生する事態 の表現である事態をある事態をある事態をある。 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	1教助者・行方不明者が発生する事態-6災害対応の遅延等により、多数の要	1-り、被害が拡大する事態7市民の災害に対する知識不足によ	1-8支援者の犠牲が多数発生する事態	する事態助・捜索活動が	が麻痺・停止す医療需要が急激	発生する事態	花鳥者が曽大する事態 地域の共助体制の機能不全により生する事態	2-より、要配慮者に多数の死傷者が発生とり、要配慮者に多数の死傷者が発生行動要支援者への支援不足等に	3-対応行政需要に適切に対応できない 市の行政機能が低下する中で、応急	線沿 路線 が建	4通行障害が発生する事態-2信号機停止等により、多数の道路で	4-旅客の輸送が長期間停止する事態	4-物資の輸送が長期間停止する事態	4-情報通信が輻輳・途絶する事態	4-た情報が拡散する事態 信情報の正確性の低下等により、誤つ	5る事態-1農業・産業の生産力が大幅に低下す	6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅	6-2電気・ガス等のエネルギー供給が停	6-1取水停止等により、給水停止が長期	6水が滞留する事態-4汚水処理の長期間停止等により、汚	6-難所等の生活環境が悪化する事態5-地域活動の担い手不足等により、避	7-発生する事態 - 1 消火力低下等により、大規模延焼が	7-洪水抑制機能が大幅に低下する事態	7-危険物・有害物質等が流出する事態	8-東物等の処理が停滞する事態-1大量に発生する災害廃棄物・産業廃	8-9、復旧・復興が大幅に遅れる事態2市内の基盤インフラの崩壊等によ	8- する事態 8- 3 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加	る広	大労	9家族が分断される事態-1大量の帰宅困難者が発生し、多数の	9上より、首都機能が麻痺・停止する事 一より、首都機能が麻痺・停止する事
市民力	基本的施策1-1 子育てしやすいまちこくり 基本的施策1-2 地域ぐるみで子どもたちを育むまちづくり	1-1-4 子育でと仕事の両立 1-1-5 地域と連携ルト子育で支援 1-2-1 知・徳・体の育成 1-2-2 地域社会に開かれた教育の推進							•		•				•																		•			•	•	
か生きるまちづく	基本的施策1-3 高齢者がいきいき暮 すまちづくり 基本的施策1-4	1-3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進 1-3-2 高齢を蓄極もの表 1-3-3 小膜予防と認知症支援 1-3-3 小膜予防と認知症支援 1-3-6 医療と介護の連携と「人生会議」の推進 1-3-6 質が高く安定した介護保険事業適當 1-4-1 市民のためと主党となる市民主体の自治の実現									•	•			•							•																
Ŋ	市民が協働するまち くり 基本的施策1-5 一人ひとりが輝くまち くり	- 1-4-2 市民参加に協働の推進 1-4-3 地域コミュニティの活性化 1-4-4 コミュニティ機点の整備 1-5-1 男女共同参画の推進 1-5-2 DV和規範と被害者支援 ゴー5-3 人権容免・教育の推進 1-5-4 就業支援の充実と労働環境の整備 1-5-5 異文板交流の支援							•						•						•	•																
健康に暮らせるま第2章	基本的施策2-1 健康に暮らせるまちていり 基本的施策2-2 福祉が充実したまちてい	2-1-4 地域医療体制の充実 2-1-5 国民健康保険事業等の安定運営 2-2-1 地域ですえ合うまちづくり 2-2-2 安心して生活するための福祉サービスを受けられるまちづくり											•	•	•																							
6 ちづく り	基本的施策2-3 豊かな文化を育むま づくり 基本的施策2-4 スポーツを楽しむまた づくり	2-3-1 さまざまな学習機会の提供 5-3-2 生態にわた/学ぶことができる環境づくり 2-3-3 学びで支えるまつびり 2-3-4 文化を育む活動の支援 2-4-1 健康ライフスタイルの支援 2-4-2 スポーツルグルエーション活動の支援 2-4-3 スポーツ施設の整備・活用		•								•	•	•																								
活力と潤いのも	基本的施策3-1 地域産業が活発なま ちづくり 基本的施策3-2 魅力的なまちづくり 基本的施策3-3 水と緑にあふれるます	3-1-4 海東東の活性化 3-1-4 消費者の保護と自立支援 3-2-1 観光資源の発掘と活用 3-2-2 シティブロモーションの推進 3-3-1 ひとと自然の共生 5 3-3-2 みとり豊かな暮らし												•								•												•				
あるまちづくり	づくり	3-3-3 安全で快適な公園の整備 3-4-1 地球温暖化対策 ま 3-4-2 環境対策の推進 3-5-1 廃棄物の適正処理			•								•			•									•		•				•	•						
未来を表	基本的施策4-1 都市基盤を生かした ちづくり 基本的施策4-2	3-5-2 このの先生と評価のが明朝 4-1-1 長期的な視点を持った公共施設の最適な配置 4-1-2 持続可能なまちづくの推進 4-1-3 住宅施策の推進 4-1-5 安全な水の安定供給 4-1-6 下水道検能の維持向上 4-2-1 市民の足の確保	•								•				•		•		•	•				•	•	•	•		•	•			•					
支えるまちづくり	交通の利便性が高いまちづくり 基本的施策4-3		•		•				•	•	•		•	•		•	•	•	•						•			0	•									
やすい行政 第5章	基本的施策4-4 災害に強いまちづくり 基本的施策5-1 健全な行財政のまち づくり	4-4-1 水害対策 4-4-2 欧北等側の充実 4-4-3 まの防災機能の向上 5-1-1 健全かつ公正な行財政運営 5-1-2 新たびにを活用した行政運営 5-1-3 広域行政の推進 5-1-4 市民の役にたっ所の「市役所」の推進	•						•		•					•	•		•		•																•	•
政か軍り	基本的施策5-2 様々な情報にふれら れるまちづくり	5-2-1 開かれた行政の推進 5-2-2 広報・広聴力の強化 5-2-3 個人情報の保護							•						•	•					•	•											•				•	

資料編2 施策と分野の対応

		各施策	分	野
		1-1-1 子育て家庭への支援	3	
	基本的施策 1-1	1-1-2 子どもと家庭の健康づくり	3	
	子育てしやすいまちづく	1-1-3 子どもの育ちと学びをつなげるための支援	_	
	b	1-1-4 子育てと仕事の両立	3	
		1-1-5 地域と連携した子育て支援	3	
	其一4445年10	1-2-1 知・徳・体の育成	_	
	基本的施策 1-2	1-2-2 地域社会に開かれた教育の推進	10	
	地域ぐるみで子どもたちを	1-2-3 安全で安心な学校づくり	10	12
	_を 育むまちづくり	1-2-4 特別なニーズに対応した教育の推進	_	
		1-2-5 青少年の健全育成	_	
		1-3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進	3	
第1章	其七份长体 1 0	1-3-2 高齢者福祉の充実	3	
市民力が生きる	基本的施策 1-3	1-3-3 介護予防と認知症支援	3	
まちづくり	高齢者がいきいき暮らす まちづくり	1-3-4 医療と介護の連携と「人生会議」の推進	3	
	x 6 7 \ 9	1-3-5 生きがいづくりと居場所づくりの推進	3	
		1-3-6 質が高く安定した介護保険事業運営	_	
	# + 44+6/201	1-4-1 市民がもっと主役となる市民主体の自治の実現	_	
	基本的施策 1-4	1-4-2 市民参加と協働の推進	(11)	
	市民が協働するまちづくり	1-4-3 地域コミュニティの活性化	(11)	
	9	1-4-4 コミュニティ拠点の整備	(11)	(12)
		1-5-1 男女共同参画の推進	_	
	基本的施策 1-5	1-5-2 DVの根絶と被害者支援	3	
	一人ひとりが輝くまちづ	1-5-3 人権啓発・教育の推進	3	
	くり	1-5-4 就業支援の充実と労働環境の整備	(5)	
		1-5-5 異文化交流の支援	3	
		2-1-1 健康意識の向上と健康管理	3	
	基本的施策 2-1	2-1-2 健康的な生活習慣の推進	_	
	健康に暮らせるまちづく	2-1-3 地域のつながりを生かした健康づくりの推進	(1)	
	ŋ	2-1-4 地域医療体制の充実	3	
		2-1-5 国民健康保険事業等の安定運営	1	
		2-2-1 地域で支え合うまちづくり	3	
		2-2-2 安心して生活するための福祉サービスを受けられ		
	基本的施策 2-2	るまちづくり	3	
第2章	福祉が充実したまちづく	2-2-3 利用者の立場に立った福祉サービスの充実	3	
健康に暮らせる	b	2-2-4 障がい者の社会参加の促進と環境整備	3	
まちづくり		2-2-5 生活困窮者への継続的な支援	_	
		2-2-6 国民年金制度の周知	_	
	#	2-3-1 さまざまな学習機会の提供	_	
	基本的施策 2-3	2-3-2 生涯にわたり学ぶことができる環境づくり	10	12
	豊かな文化を育むまちづ くり	2-3-3 学びで支えるまちづくり	_	
		2-3-4 文化を育む活動の支援	10	
	基本的施策 2-4	2-4-1 健康ライフスタイルの支援	_	
	スポーツを楽しむまちづ	2-4-2 スポーツ・レクリエーション活動の支援	_	
	< b	2-4-3 スポーツ施設の整備・活用	10	12
	# + 44 + 45 0 1	3-1-1 中小企業の経営支援	5	
	基本的施策 3-1	3-1-2 活気ある商工業の振興	(5)	
	地域産業が活発なまちづ	3-1-3 地域農業の活性化	(5)	
第3章	< 9	3-1-4 消費者の保護と自立支援	_	
活力と潤いのある	基本的施策 3-2	3-2-1 観光資源の発掘と活用	(5)	(12)
まちづくり	魅力的なまちづくり	3-2-2 シティプロモーションの推進	5	
	基本的施策 3-3	3-3-1 ひとと自然の共生	7	
	水と緑にあふれるまちづ	3-3-2 みどり豊かな暮らし	2	
	< b	3-3-3 安全で快適な公園の整備	2	

		各施策	分野
	基本的施策 3-4 地球環境にやさしいまち づくり	3-4-1 地球温暖化対策 3-4-2 環境対策の推進	7
	基本的施策 3-5 資源循環型のまちづくり	3-5-1 廃棄物の適正処理 3-5-2 ごみの発生と排出の抑制	⑦ ⑦
	基本的施策 4-1 都市基盤を生かした まちづくり	4-1-1 長期的な視点を持った公共施設の最適な配置4-1-2 持続可能なまちづくりの推進4-1-3 住宅施策の推進4-1-4 道路環境の整備4-1-5 安全な水の安定供給4-1-6 下水道機能の維持向上	2 2 2 6 9 12 9 12
第4章 未来を支える まちづくり	基本的施策 4-2 交通の利便性が高い まちづくり	4-2-1 市民の足の確保4-2-2 安全で安心な道路交通環境の整備4-2-3 交通安全対策の推進4-2-4 環境にやさしい交通手段	6 (2) 6 (6)
X 1977 1	基本的施策 4-3 安全で安心なまちづくり	4-3-1 緊急事態への対応強化 4-3-2 新しい生活様式への対応 4-3-3 防犯体制の充実 4-3-4 消防体制の強化 4-3-5 空き家等対策	① ③ ① ① ① ② ②
	基本的施策 4-4 災害に強いまちづくり	4-4-1 水害対策 4-4-2 防災体制の充実 4-4-3 まちの防災機能の向上	6 8 1 2
第5章 健全でわかりやす	基本的施策 5-1 健全な行財政のまちづく り	5-1-1 健全かつ公正な行財政運営 5-1-2 新たな ICT を活用した行政運営 5-1-3 広域行政の推進 5-1-4 市民の役にたつ所の「市役所」の推進	① ① ④ ① ① ① ① ① ① ① ① ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ② ③ ③ ③ ③
い行政運営	基本的施策 5-2 様々な情報にふれられる まちづくり	5-2-1 開かれた行政の推進 5-2-2 広報・広聴力の強化 5-2-3 個人情報の保護	

資料編3 施策分野別事業一覧

① 行政機能

b. 防災機能の整備

- 175 7 130 130 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
庁舎建設事業	志木市	-	令和4年度	新庁舎建設 推進室

d. 地域防災力の向上

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
志木市自主防災組織設立支援等 補助金交付事業	志木市	_	毎年	防災危機管理課
志木市町内会自警消防隊消防施 設等補助金交付事業	志木市	-	毎年	防災危機管理課
消防防災施設整備事業	志木市	総務省	-	防災危機管理課
緊急消防援助隊設備整備事業	志木市	総務省	-	防災危機管理課

e. 被災者生活再建支援制度の充実

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
罹災者に対する市税の徴収猶予 事業	志木市	_	-	収納管理課
災害弔慰金等支給事業	志木市	厚生労働省 埼玉県	-	生活援護課

② 住宅·都市

a. 安全・安心な市街地の形成

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
無電柱化事業	志木市	_	_	道路課

b. 住宅・建設物の耐震対策

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
住宅の耐震診断及び耐震改修補 助金交付事業	志木市	国土交通省	-	建築開発課
危険ブロック塀等撤去及び改修 補助金交付事業	志木市	国土交通省	-	建築開発課

d. 地籍整備の推進

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
道路台帳整備、官民境界査定	志木市	-	_	道路課
国土調査法事務	志木市	-	-	道路課

③ 保健医療・福祉・子育て

b. 福祉施設の機能強化

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
福祉施設の耐震化改修促進事業	志木市	-	-	共生社会推進課 ほか
福祉施設の非常用自家発電整備 促進事業	志木市	-	-	共生社会推進課ほか

c. 要配慮者の避難体制等の構築

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
実効性のある避難行動要支援者 個別避難計画の策定促進	志木市	-	-	共生社会推進課 ほか
要配慮者の安否確認の体制の構 築促進	志木市	-	-	共生社会推進課 ほか
福祉避難所の開設訓練	志木市	-	毎年	共生社会推進課ほか
民生委員・児童委員活動	志木市	_	-	生活援護課

⑥ 道路・交通・物流

a. 道路・橋梁等の整備

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
舗装長寿命化修繕事業	志木市	国土交通省	令和4年度	道路課
橋梁長寿命化修繕事業	志木市	国土交通省	令和 11 年度	道路課
道路橋梁維持補修事業	志木市	国土交通省	毎年	道路課
生活道路快適化事業 (宗岡志木環状線整備事業)	志木市	国土交通省	令和7年度	道路課
歩道快適化事業	志木市	国土交通省	令和9年度	道路課

⑦ 環境・エネルギー

a. 自立・分散型エネルギーシステムの整備促進

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
市有施設の屋根貸しによる太陽 光発電事業	志木市	ı	ı	環境推進課

9 ライフライン

a. 上下水道施設の防災対策の推進

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
志木市水道ビジョン	志木市	厚生労働省	令和8年度	上下水道総務課
水道施設耐震化事業	志木市	_	令和7年度	水道施設課
下水道総合地震対策事業	志木市	国土交通省	令和4年度	下水道施設課
下水道ストックマネジメント支 援制度	志木市	国土交通省	毎年	下水道施設課

110 教育

a. 学校教育施設の安全・防災機能の確保

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
学校施設等長寿命化事業 (大規模改修等)	志木市	_	令和 12 年度	教育総務課

⑪ 地域づくり・リスクコミュニケーション

a. 地域コミュニティ活動の活性化

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課	
町内会活動等支援・育成補助事 業	志木市	1	1	市民活動推進課	
コミュニティ拠点整備支援事業	志木市	ı	ı	市民活動推進課	
コミュニティ活動の充実	志木市	ı	ı	市民活動推進課	
食料産業・6次産業化交付金事 業(地域での食育の推進事業)	志木市	農林水産省	令和3年度	健康政策課	

⑫ 老朽化対策

a. 公共施設等マネジメント

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
公共施設マネジメント事業	志木市	_	1	公共施設 マネジメント 推進室
庁舎建設事業	志木市	_	令和4年度	新庁舎建設 推進室

志木市地域強靱化計画

令和3年2月 発行·編集 志木市 総務部 防災危機管理課